

答 申 第 68 号

平成 29 年 3 月 29 日

兵庫県公営企業管理者 石 井 孝 一 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する決定について(答申)

平成 28 年 7 月 25 日付け諮問第 1 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

(株)夢舞台経営改善検討委員会作成の同委員会報告にあるデータ集等

答 申

第 1 審議会の結論

本件審査請求の対象となった公文書非公開決定において、別表 1 の「非公開とすべき部分」欄に記載した部分以外の部分及び別表 2 の「公開すべき部分」欄に記載した部分は公開すべきであるから、兵庫県公営企業管理者（以下「実施機関」という。）は、同決定を取り消した上で、改めて部分公開決定を行うべきである。

第 2 諮問経緯・対象公文書の特定

1 公文書の公開請求

平成 28 年 5 月 16 日、審査請求人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求した（以下「本件公開請求」という。）。

2 実施機関の決定

平成 28 年 5 月 27 日、実施機関は、本件公開請求に対し、公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に公文書非公開決定通知書を送付した。

3 審査請求

平成 28 年 6 月 10 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 2 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査請求の対象公文書

本件審査請求の対象公文書は、実施機関が設置した(株)夢舞台経営改善検討委員会（以下「検討委員会」という。）の検討委員会報告のうち、データを記

録した文書（以下「本件対象公文書①」という。）及び検討委員会における調査検討に用いる資料として(株)夢舞台が検討委員会に提出した文書（以下「本件対象公文書②」という。）である。

5 諮問

平成 28 年 7 月 25 日、諮問庁は、条例第 17 条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（この答申において「審議会」という。）に対して、本件審査請求に対する裁決について諮問した。

6 審査請求の参加

平成 28 年 8 月 1 日、実施機関は、法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 13 条第 1 項の規定に基づき、本件対象公文書②を作成した(株)夢舞台が本件審査請求に参加することを許可した。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件対象公文書①及び②を公開することを求める。

2 審査請求の理由

審査請求書、意見書及び意見陳述において述べられた本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

(1) 条例の原則公開の趣旨に沿う必要性について

個別具体的な理由を示さずに全面非公開とした本件処分は、原則公開の条例の趣旨に反している。万一、非公開が妥当な情報があったとしても、本件対象公文書①及び②の個別の内容をできる限り明らかにして、公開による不

利益が具体的に生じる部分に絞って非公開にすることが妥当と考えられるので、実施機関が有意な情報がないとして非公開とした部分は公開すべきである。

また、非公開理由があっても、県が出資している(株)夢舞台のホテル経営に県民のチェックが入ることで経営健全化に資する公益性の方が大きく、本件対象公文書①及び②の作成には公費が使われていることからみても、全面公開が妥当である。

(2) 本件対象公文書①について

本件対象公文書①は、すでに全面公開されている検討委員会報告の本編に記載されているデータを説明する資料であることから、全面非公開にする理由はなく、むしろ全て公開すべきである。

(3) 本件対象公文書②について

本件対象公文書②は、実施機関の依頼により(株)夢舞台が経営するホテルの経営に係る分析資料であり、当該ホテルの経営状況を把握する上で、不可欠なものであることから、公開することが妥当である。また、すでに全面公開されている検討委員会報告の本編に記載されている部分は公開すべきであり、その余の部分も説明責任を考えると公開すべきである。

(4) 条例第6条第2号の該当性について

他社に関する情報は、個別具体的な情報ではなく、特段に守るべき情報には当たらない。さらに、(株)夢舞台が経営するホテルは、経営上、県企業庁によって十分守られている中で、他社との比較情報をもって、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれはなく、あつたとしても、経営状況をチェックする公益性の方が大きいことから、該当しない。

(5) 条例第6条第6号の該当性について

本件対象公文書①及び②の公開により、実施機関での検討や意見交換の情報がそのまま公になるものではないし、県が出資している(株)夢舞台が実

実施機関にデータや資料提供を拒むということは考えにくく、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすことはない。

第4 実施機関の説明要旨

弁明書並びに実施機関及び参加人の意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

1 本件対象公文書について

(1) 本件対象公文書①

本件対象公文書①は、実施機関が出資する第三セクターである(株)夢舞台における経営改善方策について検討するため、実施機関において設置した外部有識者で構成する検討委員会の報告書のうち、経営分析のためのデータと当該データの解説が記載されている「データ集」である。

当該データは、(株)夢舞台が有している(株)夢舞台の経営に係る内部管理に属するデータや情報及び同業他社から収集したデータや情報について、グラフ、図表等に加工した形態で記載されている。一部のグラフ、図表等は、(株)夢舞台が経営分析を依頼したコンサルタント会社の経営分析ノウハウを加えた上で作成されたものがある。また、当該データの解説は、グラフ、図表等から特徴的な傾向を示す数値等を用いて当該データの指標、推移等を説明しているものである。

(2) 本件対象公文書②

本件対象公文書②は、検討委員会において、委員から忌憚のない意見を享受し、(株)夢舞台の抜本的な経営改善対策を調査検討するため、実施機関が(株)夢舞台に提供を依頼した経営分析資料である。また、本件対象公文書②は、(株)夢舞台が、実施機関からの依頼を受けて、(株)夢舞台の経費により、コンサルタント会社に経営分析を委託し、(株)夢舞台が有している(株)夢舞

台の経営に係る内部管理に属するデータや情報及び同業他社から収集したデータや情報を、コンサルタント会社に提供したうえで、同社のノウハウにより経営分析がなされて作成され、(株)夢舞台から検討委員会に経営分析資料として提出されたものである。

2 本件処分の非公開理由について

(1) 条例第6条第2号の該当性について

ア 公正な競争上の利益が損なわれると認められるもの

本件対象公文書①及び②を公開することにより、同業他社との競争の中でサービス業を営む(株)夢舞台の内部管理データや経営ノウハウが明らかとなり、旅行会社やエージェントといった取引先との価格や条件交渉について影響を及ぼすことになり、(株)夢舞台の営業面において公正な競争上の利益が損なわれるおそれがある。

イ 公正な事業運営が損なわれると認められるもの

(株)夢舞台が同業他社から提供してもらっているデータや情報が公になることにより、施設名称など直接的な記載はないものの、類推される可能性があることから、過去のデータや情報であっても、(株)夢舞台との信頼関係で情報を提供してもらっている関係各社との信頼関係が失われ、今後、情報交換ができず、従来得られていた情報を得られなくなるおそれがあり、(株)夢舞台の経営管理面において公正な事業運営が損なわれるおそれがある。また、過去のデータや情報であっても、(株)夢舞台の経営方針、組織、経理等の内部管理に属する情報が公になることにより、取引先との価格や条件交渉についての影響や、(株)夢舞台の人事採用面において、公正な事業運営が損なわれるおそれがある。

(2) 条例第6条第6号の該当性について

本件対象公文書①及び②を公開することによって、今後、実施機関が出資

目的を果たすために同様の会議等を実施する場合、(株)夢舞台から詳細なデータや資料の提供を拒まれ、有識者等からの忌憚のない意見等を徴することに支障を及ぼすおそれがある。今後、実施機関において(株)夢舞台の経営に関する具体的な検討ができなくなるという事務の支障が生じた場合、実施機関から(株)夢舞台に対する経営支援策はもとより、ひいては(株)夢舞台に出資している実施機関の将来にわたる経営にも影響を及ぼすことになる。

(3) (株)夢舞台について

(株)夢舞台は、ホテルをはじめ淡路夢舞台施設群を一体管理するために設置された第三セクターである。県の指定管理を受けている県立施設の運営管理の状況については、公社等経営評価委員会等で報告、公表しているところであり、指定管理部門以外のホテル部門等も含めた(株)夢舞台としての経営状況については、ホームページでも公開している。

指定管理事業以外の自主事業部門、特にその大部分を占めるホテル部門については、同業他社や近隣の旅館等との競争が激化する中で、生き残りをかけて営業している状況であり、そのような中、本件対象公文書①及び②を公開することにより、利害関係者との関係悪化や同業他社との信頼関係を損なうことは(株)夢舞台にとって経営上多大な損失となることから非公開としたところである。

なお、(株)夢舞台は、淡路島全体の地域振興への寄与や、地域の活性化など、公共性を併せ持った第三セクターであることから、実施機関は、契約に基づいた協力・支援を行っているところである。

3 結論

以上のとおり、本件対象公文書①及び②は、条例第6条第2号及び第6条第6号に規定する非公開情報に該当するため、(株)夢舞台の意見も踏まえ実施機関の行った本件処分は、適法かつ妥当なものである。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関及び参加人の説明並びに審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書について

(1) 本件対象公文書①

実施機関が設置した検討委員会報告の文書は、主に報告文で構成される本編の部分と本編の報告文を裏付けるデータ集の部分に分けることができる。ところ、実施機関は、検討委員会報告の本編を審査請求人に全部公開していることが認められる。

本件対象公文書①は、上記第4の1(1)において実施機関が説明するとおり、検討委員会報告のデータ集の部分として、経営分析のためのデータと当該データの解説が記載されている文書である。

(2) 本件対象公文書②

検討委員会報告の本編によると、検討委員会は3回開催されており、第1回はホテル運営の現状評価、売上増対策、第2回は経費削減、組織運営体制、第3回は総括として経営改善の方向性等について、検討されている。

本件対象公文書②は、上記第4の1(2)において実施機関が説明するとおり、(株)夢舞台の抜本的な経営改善対策を調査検討するため、実施機関が(株)夢舞台に提供を依頼した経営分析資料として、(株)夢舞台の経費によりコンサルタント会社に経営分析を委託して作成し、(株)夢舞台から検討委員会に提出された文書である。

2 条例第6条第2号及び第6号の該当性

上記第4の2(1)の実施機関及び参加人である(株)夢舞台の説明によると、

本件対象公文書②は、(株)夢舞台が有している(株)夢舞台の経営に係る内部管理に属するデータや情報及び同業他社から収集したデータや情報を、コンサルタント会社に提供したうえで、同社のノウハウにより経営分析がなされた資料であり、本件対象公文書①及び②を公開することによって、今後実施機関が(株)夢舞台からデータや情報の提供を拒まれ、(株)夢舞台の経営に関する具体的な検討ができなくなるおそれがあるとしている。

このことについて、当該データや情報は、本件対象公文書①及び②において、(株)夢舞台が有している(株)夢舞台の経営に係る内部管理に属するデータや情報及び同業他社から収集したデータや情報として、グラフ、図表等に加工した形態で記載されており、当該データや情報、収集先が類推されるおそれがある部分は条例第6条第2号に該当するものと考えられる。

また、本件対象公文書②は、(株)夢舞台が検討委員会による経営改善の方向性等の検討結果を得るために、(株)夢舞台の経費によりコンサルタント会社に経営分析を委託して作成したものであり、当該コンサルタント会社の着眼点で経営や内部管理に係るデータや情報を分析した結果が記載されていると認められる。このような記載は、検討委員会が実施機関に対して報告するための検討資料として用いられているものであって、当該記載が条例第6条第2号に該当するデータや情報をもとに記載されていることを鑑みると、本件対象公文書②の全部が公開されることになれば、(株)夢舞台において本件対象公文書②のような経営や内部管理に係るデータや情報を分析する資料の作成が困難となり、実施機関が(株)夢舞台の経営について実質的な検討ができなくなるおそれがあり、条例第6条第6号に該当するものと考えられる。

3 本件対象公文書①の公開すべき部分

上記2のとおり、本件対象公文書①には、条例第6条第2号に該当する部分があると認められるところ、実施機関は、当該部分以外の部分には有意情報が

ないとして、全部非公開としている。しかしながら、審議会において本件対象公文書①のインカメラ審理を実施したところ、検討委員会報告の本編と同じ記載があるだけでなく、ホームページなどで公表されているなど、上記2の非公開部分に該当しない有意な情報があることが認められることから、別表1の「非公開とすべき部分」欄に記載した部分以外は公開すべきである。

4 本件対象公文書②の公開すべき部分

本件対象公文書②は、上記1(2)のとおり、検討委員会における検討資料とするために(株)夢舞台が作成し検討委員会に提出したものであって、検討資料が全部公開されることは、実施機関が(株)夢舞台の経営について実質的な検討ができなくなるおそれがあり、条例第6条第6号に該当するものと考えられる。

しかし、当審議会においてインカメラ審理を実施したところ、本件対象公文書②には、検討委員会報告の本編及び本件対象公文書①において公開している情報が一部存することが認められ、当該部分を有意ではない情報と解することはできないことが認められる。よって、別表2の「公開すべき部分」欄に記載した部分は公開すべきである。

5 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(別表1) 「本件対象公文書①の非公開とすべき部分」

目次 番号	非公開とすべき部分	非公開とする理由 (条例第6条非公開理由の号)
①	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテルの地域及び数 ・ホテル経営に係る数値の推移を示す文言及びグラフ図形 ・ホテル経営に係る数値の範囲を示すグラフ軸の数値 	(株)夢舞台が収集した自社及び他社の情報であって、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する(第2号該当)。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテルの地域及び数 ・ホテル経営に係る事象の件数の推移を示す数値及びグラフ図形 ・ホテル経営に係る事象の件数の範囲を示すグラフ軸の数値 	(株)夢舞台が収集した自社及び他社の情報であって、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する(第2号該当)。
③	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテルの地域及び数 ・ホテルの地域及び数を示す文言 ・ホテル経営に係る数値の推移を示すグラフ図形 ・ホテル経営に係る数値の範囲を示すグラフ軸の数値 	(株)夢舞台が収集した自社及び他社の情報であって、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する(第2号該当)。
④	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル経営に係る数値の推移を示す数値及びグラフ図形 ・ホテル経営に係る数値の範囲を示すグラフ軸の数値 	(株)夢舞台の自社ホテルの情報であって、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する(第2号該当)。
⑤	なし	公開

⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル経営に係る数値の推移を示す文言及びグラフ図形 ・ホテル経営に係る数値の範囲を示すグラフ軸の数値 	(株)夢舞台の自社ホテルの情報であって、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する(第2号該当)。
⑦	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテルの地域及び数 ・ホテル経営に係る数値の推移を示す文言及びグラフ図形 ・ホテルの経営状態を示す文言 ・ホテル経営に係る数値の範囲を示すグラフ軸の数値 	(株)夢舞台が収集した自社及び他社の情報であって、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する(第2号該当)。
⑧	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル経営に係る数値の推移を示す文言及びグラフ図形 ・ホテル経営に係る数値の範囲を示すグラフ軸の数値(下段のグラフに限る。) 	(株)夢舞台の自社ホテルの情報であって、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する(第2号該当)。
⑨	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテルの経営分析に係る各項目の数値を示すグラフ図形 	(株)夢舞台の自社ホテルの情報であって、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する(第2号該当)。
⑩	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテルの経営手法を示す文言 ・ホテルの経営分析に係る項目名、各項目の数値及びグラフ図形 ・ホテルの経営分析に係る各項目の数値の範囲を示すグラフ軸の数値 	(株)夢舞台の自社ホテルの情報であって、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する(第2号該当)。

⑪	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテルの経営分析に係る項目名、各項目の数値及びグラフ図形 	<p>(株)夢舞台の自社ホテルの情報であって、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する(第2号該当)。</p>
⑫	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテルの経営分析に係る各項目の数値を示すグラフ図形 ・ホテルの経営分析に係る各項目の数値の範囲を示すグラフ軸の数値 	<p>(株)夢舞台の自社ホテルの情報であって、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する(第2号該当)。</p>
⑬	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテルの経営状態を示す文言 ・ホテルの経営分析に係る各項目の数値及びグラフ図形 ・ホテルの経営分析に係る数値の範囲を示すグラフ軸の数値 	<p>(株)夢舞台の自社ホテルの情報であって、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する(第2号該当)。</p>
⑭	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテルの経営状態を示す文言 ・ホテルの経営分析に係る各項目の数値及びグラフ図形 ・ホテルの経営分析に係る各項目の数値の範囲を示すグラフ軸の数値 	<p>(株)夢舞台の自社ホテルの情報であって、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する(第2号該当)。</p>
⑮	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテルの経営分析に係る項目名、各項目の数値及びグラフ図形 	<p>(株)夢舞台の自社ホテルの情報であって、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する(第2号該当)。</p>
⑯	なし	公開

⑰	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテルの経営状態を示す文言 ・ホテル経営に係る事象の件数及び計算数値 ・ホテル経営に係る事象の件数及び計算数値の推移を示す文言及びグラフ図形 ・ホテル経営に係る事象の件数及び計算数値の範囲を示すグラフ図形及びグラフ軸の数値 	(株)夢舞台の自社ホテルの情報であって、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する(第2号該当)。
⑱	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル経営に係る事象の件数及び計算数値 ・ホテル経営に係る事象の件数及び計算数値の推移及び割合を示す文言 	(株)夢舞台の自社ホテルの情報であって、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する(第2号該当)。
⑲	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテルの地域及び種別 ・ホテルの経営状態を示す文言 ・ホテル経営に係る事象の件数及び計算数値 ・ホテル経営に係る計算数値の推移を示す文言 	(株)夢舞台が収集した自社及び他社の情報であって、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する(第2号該当)。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテルの経理上の組織図 	(株)夢舞台の人事、組織等の内部管理に属する情報であって、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する(第2号該当)。
⑳	なし	公開

(別表2) 「本件対象公文書②の公開すべき部分」

名称	主な箇所	公開すべき部分
第1 回 検 討 資 料	表紙	・ 標題、資料名
	施設の概要を記載している箇所	・ 見出し（以下の箇所において同じ。） ・ 施設概要の表
	運営の形態を記載している箇所	・ 検討委員会報告本編（以下「本編」という。）本編3の(1)総論及び(2)組織運営の「現状・問題点」に係る記載と同様の記載 ・ 管理運営形態の管理運営一体化前後及び組織統合一元化前後の状況を表わした図 ・ (株)夢舞台の組織系統図
	総括的な営業概況を記載している箇所	・ 本編3の(1)総論の記載と同様の記載 ・ 本編3の(3)売上対策のイの部門の「現状・問題点」に係る記載と同様の記載 ・ 検討委員会報告データ集（以下「データ集」という。）の④の記載（ただし、別表1で非公開とすべき部分を除いた部分の記載と同様の記載）。
	特定の部門の営業概況を記載している箇所（9～12面）	・ 本編3の(3)売上対策のアの部門の「現状・問題点」に係る記載と同様の記載 ・ 本編3の(3)売上対策の「意見」及び「主な改善策」に係る記載と同様の記載 ・ データ集の①、③、⑥及び⑧の記載（ただし、別表1で非公開とすべき部分を除いた部分の記載と同様の記載）。

	特定の部門の営業概況を記載している箇所（13、14面）	<ul style="list-style-type: none"> ・本編3の(3)売上対策のイの部門の「現状・問題点」に係る記載と同様の記載 ・本編3の(3)売上対策の「意見」及び「主な改善策」に係る記載と同様の記載 ・データ集の⑫の記載（ただし、別表1で非公開とすべき部分を除いた部分の記載と同様の記載）。
	特定の部門の営業概況を記載している箇所（15、16面）	<ul style="list-style-type: none"> ・本編3の(3)売上対策のウの部門の「現状・問題点」に係る記載と同様の記載 ・本編3の(3)売上対策の「意見」及び「主な改善策」に係る記載と同様の記載 ・データ集の⑯及び⑰の記載（ただし、別表1で非公開とすべき部分を除いた部分の記載と同様の記載）。
	特定の営業概況を記載している箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・本編3の(3)売上対策のエの「現状・問題点」に係る記載と同様の記載 ・本編3の(3)売上対策の「意見」及び「主な改善策」に係る記載と同様の記載
第	表紙、目次	<ul style="list-style-type: none"> ・標題、資料名、目次
2	収支概要、各部門別に経費の分析を記載している箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・見出し ・本編3の(1)総論の記載と同様の記載 ・本編3の(2)組織運営の記載と同様の記載 ・本編3の(4)経費対策の記載と同様の記載 ・データ集の⑤、⑭、⑮、⑱及び⑳の記載（ただし、別表1で非公開とすべき部分を除いた部分の記載と同様の記載）。
回		
検		
討		
資		
料		

第	表紙、目次	・ 標題、資料名、目次
3	全体的な問題、各部	・ 見出し
回	門別の個別問題の	・ 本編3の(1)総論の記載と同様の記載
検	分析を記載してい	・ 本編3の(2)組織運営の記載と同様の記載
討	る箇所	・ 本編3の(3)売上対策の記載と同様の記載
資		・ 本編3の(4)経費対策の記載と同様の記載
料		・ データ集の⑳の記載（ただし、別表1で非公開とすべき部分を除いた部分の記載と同様の記載）。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 28 年 7 月 25 日	・ 諮問書の受領
平成 28 年 7 月 25 日	・ 諮問庁から弁明書を受領
平成 28 年 8 月 10 日	・ 審査請求人から意見書を受領
平成 28 年 8 月 10 日 第 2 部会 (第 44 回)	・ 審査請求人から意見聴取 ・ 審議
平成 28 年 11 月 21 日 第 2 部会 (第 48 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 29 年 2 月 20 日 第 2 部会 (第 52 回)	・ 実施機関の職員及び参加人から意見聴取 ・ 審議
平成 29 年 3 月 14 日 第 2 部会 (第 54 回)	・ 審議
平成 29 年 3 月 29 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 2 部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 後 藤 玲 子

委 員 桜 間 裕 章

委 員 善 部 修 (平成 28 年 11 月 1 日から)

委 員 福 井 義 三 (平成 28 年 10 月 31 日まで)

委 員 前 田 雅 子